



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2023.5月 No.217

(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな

☎0985-29-5377

FAX 0985-29-5378

事務組合きずなの皆様へ

- 労働保険料の年度更新を行っています。

年度更新では、1年間の賃金総額に基づいて納付する保険料を算定いたします。

全従業員（パート・アルバイト含む）の令和4年4月分～令和5年3月分給与額が必要です。まだ頂けていない事業所様は至急、FAX又はメールにて送信お願い致します。

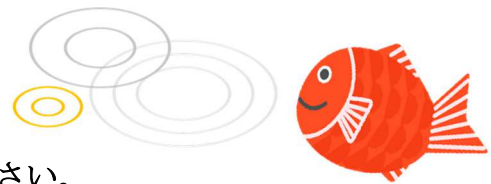
- 労働保険料の納入通知書を郵送いたします。

労働保険料の計算が完了した事業所様から順次、納入通知書をお送りいたします。

第1回目（1期分）の納入期限は 6月30日 となっておりますので、ご協力宜しくお願い致します。

*労働保険個別加入の事業所様の年度更新資料（申告書）一式は5月の下旬に発送されるようです。届きましたら、賃金台帳等必要な書類を準備頂き、担当迄ご連絡お願い致します。

社会保険加入の事業所の皆様へ



- 昇給・降給また夏期賞与が支給された場合はご連絡下さい。

社会保険の加入の方は全員、給与額に応じて等級が決まっております。

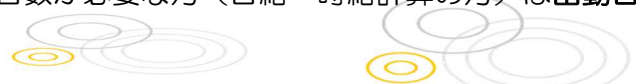
等級により、社会保険料・将来の年金等に影響がありますので、昇給または降給がある場合・夏期賞与がある場合は必ずご連絡ください。



- 社会保険料の算定期間中です。

社会保険料の等級が適正であるか、年に1度社会保険料の算定が行われます。

これは、4・5・6月に支払われた給与を元に、一年間の社会保険料の等級を決定するもので、6月支払いの給与が確定されましたら、給与資料の提出を宜しくお願いいたします。残業手当や休日出勤手当の金額も含めた総支給額が必要です。また、出勤日数が必要な方（日給・時給計算の方）は出勤日数が確認出来る書類も宜しくお願い致します。



新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月8日より【2類感染症】から、季節性インフルエンザ等と同じ【5類感染症】の扱いとすることとなりました。

5類となった場合は、インフルエンザに感染した場合と同じ扱いになります。

会社ごとに考え方は異なりますので、予め従業員が感染した場合の出勤停止期間を決め、就業規則等に定めておくことをお勧めします。